

#### 第 4 7 号 議 案

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例（平成 9 年足立区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及びごみの散乱防止」を「、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処」に改める。

第 2 条第 9 号を同条第 1 0 号とし、同条第 8 号中「（自転車等の運転中を含む。）に喫煙し、又は火のついたたばこを所持する」を「又は自転車等の運転中に喫煙をする」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（ 8 ） 喫煙 たばこを吸い、又は火のついたたばこを所持することをいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（ 1 1 ） 落書き行為 塀、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）に所有者又は管理者の許可なく文字、図形等を描くことをいう。

（ 1 2 ） 落書き 落書き行為によって表示された文字、図形等をいう。

第 3 条第 1 号中「及びごみの散乱防止並びに」を「、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処並びに」に改める。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 区民等は、落書きを発見したときは、区に通報するよう努めなければならない。

第6条第2号中「持ち帰る」を「持ち帰る」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項第1号又は第2号」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項に次の1号を加え、同条を第10条とする。

(3) 落書き行為をすること。

第8条の次に次の1条を加える。

(工作物の管理者の責務)

第9条 工作物を所有し、又は管理する者は、その工作物に落書き行為をされたときは、落書きを消去するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

落書き行為の防止、落書きへの適切な対処等について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。